

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (2 9)

原告らによる「生物検定法による実験取下予告」に関する被告意見

平成 1 9 年 3 月 5 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



第 1 前日期日の原告らの「生物検定法による実験取下」を検討するとの訴訟態度に関して

- 1 原告らは、前日期日において、裁判所から「本鑑定嘱託先が一研究機関に限られるべきである。これに伴い生物検定法を実施することができない京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野を本鑑定嘱託先として選定することは困難である」との見解を示されるや否や、これまで、7カ月にわたって維持してきた原告らの前記主張を、5分間の原告ら代理人会議をもって、「生物検定法が実施できないという理由により、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が、本鑑定嘱託先として不適切であるとするならば、3月8日までに、鑑定嘱託申立書における生物検定法実施の撤回の可能性も含めて、本鑑定において実施すべき実験内容を検討する」旨の見解を示すに至った。
- 2 被告としては、原告らがこれまで強く執着してきた生物検定法を取り下げることはおおよそ想定し難いが、万が一、原告らが、平成18年8月18日付鑑定嘱託申立書において申し立てた「生物検定法による実験」を取り下げた場合、被告としては、後記事情に鑑み、原告ら推薦にかかる京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野には、中立性を保持することができない事情及び誠実に鑑定をすることを妨げる事情が存在することから、本鑑定嘱託先として同意できない。

以下、理由を述べる。

第2 原告らの訴訟姿勢から導かれるべき事実

- 1 原告らが、これまで「生物検定法実施に固執する強い態度」を示していたことは貴庁において公知と思料する。
- 2 しかしながら、前記のとおり、原告らが、3月8日限り提出される原告ら準備書面をもって「鑑定嘱託申立書のうちの生物検定法に関する提案」の撤回を求めるなどという事態に至った場合、被告としては、かような原告らの態度は、原告らは、「鑑定による科学的真実の発見」より「本鑑定嘱託先に京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野を選定すること」を優先させるという明白な意図を有していることを自認したことにほかならず、原告らあるいは原告ら関係者と京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野との間における、客観的眞実発見を阻害しかねない「強い繋がり」を想定せざるを得ない。
- 3 すなわち、「本件GMイネから、カラシナ・ディフェンシンが常時多量に流出し、その結果カラシナ・ディフェンシン耐性菌の大増殖を招く」といった原告ら主張の理論的バックボーンたる金川貴博京都学園大学教授が、自らの京都大学農学部時代の学友で、且つ現在も交友関係のある佐藤文彦教授(原告らが本鑑定嘱託先として推薦する京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野の責任者)に、直接、本鑑定への協力を依頼したことは事実として確認されているところであり、かような事実のみで、「京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が本鑑定嘱託機関として不適切である」とまでは断言できないとしても、既述のとおり、「異常なまでに執着した生物検定法実施を、いとも簡単に取り下げてまで京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野を本鑑定嘱託機関とすることに固執する」原告らの態度に鑑みれば、被告としては、「原告ら、あるいは前記金川貴博教授が、前記佐藤文彦教授に対し、何らかの影響力を行使しうる立場にある」との疑念及び不信任感を抱かざるを得ない。
- 4 したがって、被告としては、京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野には、原告らとの「強い繋がり」が存在し、中立性を保持することができない事情及び誠実に鑑定をすることを妨げる事情が存在することから(民事訴訟法214条「鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情」参照)、本鑑定嘱託先として不適切であると意見する次第である。

以上